

市町村民税所得割の確認方法

課税する自治体が発行する所得課税証明書や毎年6月ごろに、会社等から配布される「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書」で確認することができます。以下の見本に示されている赤枠内に対象の額が印字されます。

※児童の父と母各々の赤枠内の額を合算してください。

ひとり親の場合は、当該保護者1名分の額を確認してください。

※市町村民税を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

【見本（市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書）】

所得	給与収入 給与所得・所得金額調整控除	主たる給与以外の所得 所得区分	所得金額①
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	所得控除合計②
(摘要)			

※「総所得金額①」は給与からの特別徴収税額の算定に使用しない所得は含まれません。
※「税額控除③」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税含む）等の控除額の合算額を記載しています。

課税標準	総所得⑤ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
税額	税額控除前所得割額④ 市 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩ 既充当・既委託納付額⑪ 還納付額⑫ 差引納付額(⑨-⑩-⑪) 変更前税額⑬ 増減額(⑨-⑬) 変更月 月

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

本事業の年度スケジュール

申込

電子フォームより申請

決定通知

6月以降

審査の結果により決定通知を送付

- 要件を満たす場合 → 交付決定通知
- 要件を満たさない場合 → 不交付決定通知（交付を受けられません。）

交付

交付決定者には、2回（上半期分、下半期分）に分けて振込みます。

9月：4月～9月利用分振込

3月：10月～3月利用分振込

実績報告

3月中旬～3月下旬

電子フォームよりクラブ利用実績の報告

報告用の電子フォームは後日案内いたします。

※実際のクラブ利用期間が申請時の利用予定期間に満たない方は、補助金を返還していただく必要があります。